

17

長期にわたる支払いの、 税務上の処理方法を教えてください。

●原則は最終時に一括して経費計上します。

取引先に物品を贈答した場合の贈答品の購入費用は税務上、交際費として取り扱われるのが一般的ですが、社史の場合はこれに相当せず一般経費として認められます。社史は会社のイメージアップや広報宣伝、あるいは社員の福利厚生のために出版されるからです。経費科目は、社員に配布するから福利厚生費であるとか、対外的にPRのツールとするから広告宣伝費であるとか、あるいは配布する部数の割合に応じて福利厚生費・広告宣伝費で按分するとか、企業によって考え方も違うようです。

また、社史の制作期間は一年以上となることが多く、複数の決算期にまたがりますから、費用の計上時期が問題となります。制作費用を完成時に一括して支払う場合は、その年度に一括して経費計上するしかありません。反対に、分割して支払う場合は、原則としては前金・中間金などは仮払いであって、最終の支払い時にすべてを一括して計上することになります。諸般の事情のため各期に少しずつ計上したい場合は、契約形態などについて制作会社と打ち

合わせる必要があります。

注意したいのは経営者の自叙伝の場合で、これは一般的には経費としては認められないようです。しかし、こちらも社史と同じく周年を記念して出すわけですから、会社の経費として計上したいものです。そこで、

●発行元を会社にする

●タイトルを会社の記念誌のようにアレンジする

●自叙伝の要素だけでなく会社の歴史を大幅に取り入れるなどの工夫がされることもあるようです。

ただし、たとえば発行元を会社にしたとしても、社長の趣味の画集などは経費としては認められません。経営者の個人伝の要素が強くなると、税務上は注意を要するということです。以上は一般論ですので、詳細は税理士・公認会計士・税務署などにお問い合わせください。